

## がん研究会有明病院 患者紹介連携施設規程

### (目的)

第1条 患者にとって安全かつ質の高いがん医療を切れ目なく提供するため、がん研究会有明病院の使命・価値観に賛同される地域医療施設との間で「患者紹介連携施設」の登録制度を設立する。

### (連携内容)

第2条 地域医療施設において検査等の結果から、がんの疑いまたはがんの診断の付いた患者の精査・治療に関して紹介あるいは逆紹介を中心とした連携を行う。

### (申請方法)

第3条 患者紹介連携施設の登録を行おうとする者は、別紙様式に、必要事項を記入し、経営管理センター医事部連携推進室（以下「連携推進室」という。）に提出する。

### (連携施設要件)

第4条 原則として学会で推奨されるガイドライン等に準じた標準治療や検査を行っている施設とする。

### (審査・登録)

第5条 患者紹介連携施設としての申請を受理したら、トータルケア部門運営委員会にて審査・承認後に「患者紹介連携施設証」を発行する。

### (連携：紹介・逆紹介制度)

第6条 患者紹介連携施設からの紹介は、原則 連携推進室を通じて行い、病状に応じて各科にて迅速に診療し、経過報告を行う。

2. 症状の安定・軽快等が得られた紹介患者は、紹介元の医療機関に継続診療を依頼する。

3. 紹介元で対応のできない患者は、その病状に応じて適切な医療施設に紹介する。

### (登録の期間と解除・取り消し)

第7条 患者紹介連携施設の登録期間は、1年間とする。ただし、特に問題がなければ1年ごとに自動継続とする。

2. 連携を解除した場合には、速やかに患者紹介連携施設証の返却及び印刷物などの連携内容に関する記載の消去をおこなうものとする。

### (患者紹介連携施設への便宜供与)

第8条 患者紹介連携施設に対するメリットは下記のとおりとする。

1) 相互に医療連携に必要な情報を共有する。

①病院情報の提供（外来診療表、各種広報誌、研修会、公開講座等の案内）

2) 当院図書室の利用

3) 患者紹介連携施設からの紹介入院患者訪問の支援

### (事務)

第9条 患者紹介連携施設に関する事務は、連携推進室が行う。

## 附則

1. 本規程は、平成24年10月25日から施行する。
2. この規程の一部を改訂し平成25年12月 1日より施行する。
3. この規程の一部を改訂し平成27年 4月 1日より施行する。
4. この規程の一部を改訂し平成29年11月 1日より施行する。
5. この規程の一部を改訂し平成30年10月 1日より施行する。
6. この規定の一部を改訂し令和元年10月 1日より施行する。